

# 旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令等について

令和元年 6月  
自動車局

## 1. 背景

平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を実施してきたところ。

このうち、実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、平成 28 年 11 月から貸切バス事業者に対して手数料等の額に関する取引書面の保存を義務付けたところだが、更なる取引環境の適正化のため、所要の改正を行うこととする。

## 2. 概要

### (1) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）の一部改正

○一般貸切旅客自動車運送事業者が報告する毎事業年度に係る事業報告書の記載事項に、手数料等を追加する。

### (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 第 1 項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成 24 年国土交通省告示第 769 号）の一部改正

○一般貸切旅客自動車運送事業者が運送の申込者に対して交付する運送引受書の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 令和元年 6 月 14 日

施 行 令和元年 8 月 1 日（2.（2））

令和 2 年 4 月 1 日（2.（1））

○国土交通省告示第百七十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十二年運輸省令第四十四号）第七条の二第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を

改正する告示

旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第七百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える



改正後	改正前
<p>(運送引受書の記載事項)</p> <p>第二条 旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>一一一 運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払う場合には、その額</p> <p>一一二 (略) (新設)</p>	<p>(運送引受書の記載事項)</p> <p>第二条 旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第二項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>一一一 (略)</p>

附  
則

この告示は、令和元年八月一日から施行する。

○国土交通省令第十二号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十四条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第二表中

道路使用料

を

に改め、同表備考を次の

手数料等

道路使用料

ように改める。

**備考**

- 1 事業の種別ごとに別葉とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 手数料等の欄には、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り記入すること。  
支  
額

ノリの運行は、専用の車両で、車両の運行にかかる。